

健康食品・サプリン

昭子 氏 日本健康・栄養食品協会 会長 参議院副議長 山東 公益財団法人 一般社団法人 日本健康食品・サプリメント情報センター理事長

田中 平三 氏 神奈川工科大学教授

参議院副議長の山東昭子議員は、我が国最大の健康食品・サプリメント の団体として知られる公益財団法人 日本健康・栄養食品協会の発足に 関わって以来、20年にわたって業界の発展に尽くしてきた。一方、 JAHFICの田中平三理事長は、公衆衛生学(疫学)の大家として健康食品 に関わる監督行政の重要な検討会でたびたび座長を務めてきた。消費者 の安全と安心に寄与する健康食品のあるべき姿について、両代表が初め て語り合う。

特保に有効性・安全性の 報告義務

田中 特定保健用食品(特保)に 関する科学的知見の収集報告の義 務化が消費者庁の「健康食品の表示 に関する検討会」で決定しました。か つて、細谷憲政先生が日本健康・栄 養食品協会(日健栄協)の理事長時 代には2年に1回の更新義務があり ましたが、その後4年に1回となり、さ らに事業者の負担軽減を考えて取り やめになっていたものです。

ところが、代表的な食用油特保に 発がん性物質の前駆物質であるグ リシドール脂肪酸エステルが含ま れていたことから特保の安全性が 問題となり、2009年11月から2010年 7月までの11回にわたって消費者庁 で「健康食品の表示に関する検討 会」が開催され、事業者側は特保製 品の有効性や安全性に関する情報 を報告せよという、かなり拘束力の ある論点整理がなされました。事業 者側からは、ほぼ全体の意見が固 まった最終段階で「それはやめてく れ」という反対意見が出されました が、もうこれを覆すことのできない

時期となっていました。 山東 そうですね、特保というの

は一般の人たちにだいぶ浸透して 身近に感じられてきたと思います が、あくまで健康食品は医薬品では

ないので、あまり厳しくしますと企 業に経済的な負担がかかってしま いますし、結局のところ消費者の家 計にもはね返って来るわけです。そ れを考えますと、あまり厳しくする のもいかがなものかと考えます。

田中 おっしゃるとおり、特保の 関与成分といわれているものはほ とんど害はないと思われるのです ね。幸か不幸か、問題となった食用 油については、私が当時の厚生省の 新開発食品調査部会長として許可 を出したものではありませんでし た。しかしながら厚生省のほうには、 リスクを指摘する投書が寄せられ ており、当時から問題視されていた のは確かです。

長のときに、国立がん研究センター と国立医薬品食品衛生研究所とに 発がん実験を依頼することになっ たのですが、そのときは食用油の主 成分「ジアシルグリセロール(ジグ リ) の純品についての発がん実験 をやったためになかなか実証でき なかったようです。 2年前にドイツの研究所では、食 用油に含まれる全成分について実 験が行なわれたようです。ジグリは 非常に臭いが強いというので、その 脱臭過程に生まれてきた成分が「グ リシドール脂肪酸エステル一です。

データ・マックス

そこで私が新開発食品調査部会

「グリシドール脂肪酸エステル| は体内で「グリシドール」に代謝さ れます。国際がん研究機関(IARC) は、この「グリシドール」を発がん性 ランク2Aに位置づけてはいますが、 人間にはがんの発生が認められた ことはないということです。私は、品 質管理が行なわれているならば本 質的に食品というものは、過剰摂取 しなければ大丈夫だという考えで す。ですから、報告の義務化といわ れても、そうそう企業側から出てく るものかと疑問です。

サプリメントの 適度な摂取は安全

山東 そうですよねえ。ビタミン やミネラルは人間にとって必要な成 分といわれていますが、これでさえ も過剰摂取すると人体に害があり ますものね。

田中 そのとおりです。日本の女 性はダイエット志向が強いですか ら、ダイエットに効くといわれると1 粒ずつ摂らなければならないもの でも、いっときにボトル1本摂ってし まったりするそうです(笑)。ですか ら、そういう過剰摂取をしない限り、 私は安全だと思っているのです。

一方、日本医師会の国民生活安 全対策委員会の下に、開業医の方々 が健康食品・サプリメントによる健 康障害の報告を行なうための情報 システムがあります。ご存じのとおり 患者さんというのは医薬品を何種 類も服用していらっしゃるのです ね。また、同時に、いくつもの健康食 品も摂っています。実際に障害も報 告されています。医師の立場からす ると、健康食品摂取者に健康障害あ るいは相互作用による副作用をや めるよう指導されます。その結果、元

ヘルスケア IB 11

新春スペシャル対談



に戻った事例もあるようですので、 健康食品の安全性に関する報告と いうのは医療の現場から上げる方 が合理的ではないかと思うのです。 もし業者側がやるのであれば、購入 者にアンケートを実施するしかない のではないでしょうか。しかし、購入 者の記憶に頼ることになりますので 信頼性に欠ける点があります。

山東 お医者さんのなかにも、た とえば血液サラサラの薬を出して、 なおかつその間はイチョウの葉の 入った健康食品はダメだとおっ しゃる方とそうでない方がいらっ しゃいますよね。

田中 たしかに健康食品・サプ リメントについては、私にも分から ない成分がたくさんあります。個人 輸入もありますし、通信販売もあり、 膨大な数の健康食品が国内で流通 していますから、実際には医師や薬 剤師にもほとんど知られていないと 思われます。

米国にナチュラルメディシン・ データベース(NMDB)というのが あります。1万7,000本ほどの論文を 継続的にレビューしており、約8万 個の製品も調査しております。その コンシューマーバージョンである翻 訳書「健康食品・サプリメント[成 分]のすべて」が同文書院から出版 されています。特保については私が 部会長として1,000品目のうち800 品目くらいまで許可したのですが、 NMDBに掲載されていないか、有 効性に関するデータが不十分とい うのが非常に多いのです。

この事実に私は非常なショックを 受けました。私はこれはおそらく、日 健栄協が発行している学術雑誌 「健康・栄養食品研究」に掲載され ている論文が日本語によるためかと 考えていたのですが、必ずしもそう ではなく、RCT(無作為化比較試験) の研究デザインが国際的に認めら れている水準に達していない論文 が多いということもあるようです。ア メリカでは健康食品であっても医薬 品並みのRCTのデザインで高レベ ルにあるのです。あまり厳しくは要 求しないものの、RCT を一応信頼 できると言われる研究デザインにす べきだというのです。

山東 一定水準に達していない ということですね。その原因は、日本 においてきちんとしたものが確立さ れていないということでしょうか。

田中 いいえ、RCTは疫学という 学術的分野で確立されていて、医 薬品の臨床試験に該当します。 NMDBは、研究開始前に、先ず、対 象者数(標本数)を算出し、公開せよ と言っております。

仮に血圧の例を引き合いに出し ますと、例数が多ければ、極端な話、 1,000人2,000人となってきたならば、 収縮期血圧が1mmHg低下しても統 計学的に有意となるのです。逆に例 数が不十分であると、10mmHg以上 低下しても有意でないとなってしま います。ですからNMDBは、あらか じめどれくらい収縮期血圧に差が あるかという予測を行なって、その 差を出すには何例くらいが必要か というのを研究開始前に明示せよ



と言っているのです。

山東 症例は企業なり研究者が 判断することになるのでしょうか。 田中 おっしゃるとおりです。さ らにどういう条件で対象者を選ん だかを事前に明示しなければなら ないのですが、それも我が国の論文 には書いてないものもあるのです。 また、研究中に途中で脱落した症例 数とその理由、補充者を流れ図で表 示しなければなりません。その他、 無作為配置をした人、二重盲検法 であるか否か、研究費の出所等々を 明確にします。

要するに私は、サプリメントの有効 性に関してはしっかりしたRCTを行 なって、NMDBで、すなわち国際的に 認められるぐらいにまである程度レ ベルを引き上げる必要があると思っ ております。そうすれば余計な市販 後の報告をしなくて済むのです。 NMDBはアメリカの100人ぐらいの 研究者が論文を統計的にレビューし ているのですが、面白いことに、レ ビューしている人たちやNMDBの

社員は健康食品の製造・販売に関係 する会社の株を一切持たないという ことを宣言して業務に携わっていま す。ですから、純粋に学術的な立場か ら従事していると言うところに私は 惚れ込んだのです。 山東 薬品に関してはかなりの 人が懐疑心を抱いて向き合ってい ますが、健康食品やサプリメントに 対しては、割合に口コミや人の勧め がきっかけで長く摂取してきたと 思っています。今後、本当の意味で 自己の健康管理を行なっていくた めには、消費者自身も、もっと賢く なって自分自身の責任で健康食品 をチョイスし、摂取していかなけれ ばならないと思います。そのために は企業も研究機関も、情報開示とい う点で、消費者がもっと手軽に情報 を入手できるような体制を整える必 要性が求められる時代になってき たのではないでしょうか。 もちろん、そのような期待に応える ために、特保というのができたのだと は思うのですが、最近の特保を見て

おりますと、ジュースとか青汁とか、 何だか似たような食品形態をとった ものばかりが目立ちます。ここに来 て、健康食品自体はかなり幅が出て きたと申しますか、色々なタイプの健 康食品を見かけるようになりました。 田中先生のおっしゃるように、新たな 基準を設けることも必要かもしれま せんね。他方、企業は企業で売れるも のを売れるように宣伝していかなけ れば存続できないというジレンマも あるでしょう。じつは、大手企業が派 手に宣伝しているものよりも内容的 には優れているという健康食品もあ ると思います。一方の消費者は、隣人 に「これ体にいいわよ」と勧められて 摂取を始めるくらいのレベルから健 康食品を利用するのでしょうから、田 中先生のような専門的な方とはかけ 離れたところにあります。そういう意 味では、むずかしい問題で、何がベス トなのか迷いもあるのですが、いず れにしても日健栄協がもっとリー ダーシップを発揮して、消費者の皆 さんに健康食品をもっと上手に浸透

ヘルスケア IB 13

新春スペシャル対談



させていく必要があるのだろうと考 えております。

中立公正な 学識研究者を活用

――サプリメントの認知に関しま しては、マスコミの報道の仕方にも 責任がないでしょうか。何か問題が 起こると、短絡的に揚げ足とりの報 道を行なう。田中先生がお作りにな るような書物を消費者に分かりや すく伝えることが出来ないマスコミ のレベルの問題だと思います。

山東 そうそう。

田中 消費者への情報提供とい う点では、NMDBを基本にした一 般消費者向けの書物を聖路加国際 病院の日野原先生の監修で同文書 院が発行しているのですよ。また、 私が独立行政法人 国立健康・栄 養研究所(栄研)に勤務していたと きには、医薬品の情報提供者である MR(医薬情報担当者)をもじって NR(栄養情報担当者)という健康 食品のアドバイザーの認定制度を

設立し、消費者への適切な情報提 供に力を注ぎましたが、残念ながら 2011年、民間への事業移管を余儀 なくされてしまいました。

日健栄協さんも同じような食品 保健指導士の資格者の養成をおや りになっていますが、日健栄協さん の制度については、消費者団体の一 部の人は私に対して、セールスマン を作っているとおっしゃるのです。

山東 (資格の取得者は)企業人 が多いですからね(笑)。

田中 (笑)そうです。そこのとこ ろは、消費者に信頼されるアドバイ ザーを養成されたらいいのではな いかと思うのですね。同じような試 みであっても、学識経験者だけで やっているというほうが消費者の 信頼を勝ち取ることができるので はないでしょうか。ですからそこの ところは、どうぞ私たち学識経験者 を利用してくださいと申し上げてい るのです。JAHFICを設立したのも そのような理由からでして、NMDB に連動したハイクオリティ認証は、

①成分が表示通りに入っているこ と、②有害なものが入っていないと いうこと、③しっかりとした品質管 理がなされている工場で製造され ていること―の3点を保証した制 度なのです。

そのきっかけは、特保が消費者庁 に移管された直後に、厚労省で会 議があった時の話です。ご存じの通 り、厚労省が第三者認証制度を設 立せよと指示しました。それを受け て健康食品認証制度協議会が発足 し、協議会は日健栄協を認定しまし た。その会議が終わった後に、消費 者団体の方や大学の先生方が私を 取り囲んで、半数が企業の人々で構 成されている同協議会が企業の団 体である日健栄協を認証機関に指 定して第三者認証を行なうという のでは信頼できないと発言されま した。そこで、学術経験者だけで発 足したのがJAHFICであって、企業 の方はもちろんのこと消費者の方も 入れていません。日健栄協さんも IAHFICの仕組みを利用して頂け

たなか へいぞう

一般社団法人 日本健康食品・サプリメント情 報センター(JAHFIC)理事長。神奈川工科大学教 授(応用バイオ科学部栄養生命科学科)。東京医 科歯科大学名誉教授。医学博士。1965年大阪市 立大学医学部卒業。同大学助教授、アメリカ・カ リフォルニア大学ロサンゼルス校(ULCA)公衆 衛生学部客員研究員を経て、85年7月より2001 年3月まで東京医科歯科大学教授。01年4月より 05年3月まで独立行政法人 国立健康・栄養研 究所理事長を務める。厚生労働省や消費者庁で 健康食品に関する検討会の座長を度々務める。 著書、論文多数。

たらいいと思います。

山東 それはそうかもしれませ んね。消費者団体の一部の方々に とっては抵抗があるのかもしれま せんね

田中 しかし、そういうのは、消 費者委員会か消費者庁など公的な 機関で行なうのがベストかなとも 思うのですが。

山東 消費者庁というのは素人 の寄せ集めですし、お役人は2~3 年でコロコロ変わりますし、やはり 独立した機関が行なう方がいいの かもしれません。

消費者視点で 有益情報の提供を

が考えられますか。

田中 たとえば今のNRの話でも、 細谷憲政先生が日健栄協の理事長 の頃には、私がいた栄研と合同で一 緒にやっていこうではないか、という 話もあったのです。退任されてから 立ち消えになってしましましたが

----。ですから、日健栄協さんは研究 者をうまく入れられると官しいので はないでしょうか。健康食品に特化 した学会でもお作りになられて、雑 誌「健康・栄養食品研究」をその学会 誌として後方から学会を支援された ら宜しいのではないでしょうか。 山東私どもは、専門家の方の意 見もうまく反映していかないと、業 界の人材にも限りがありますので、 田中先生のような専門家のご協力 を得ながらやっていかなければな らないと思っております。どうしても 業界のなかだけだと、業界同士など と言われて余計な誤解を招きかね ませんし、色々な抵抗もあると思い ますので、あくまで、政治家の私たち が国民の皆さんがどうお考えに なっているのかと指針を立てるのと 同じように、消費者の視点で、消費 者にとって何が必要なのかを考え ていく必要があると思います。

業界のなかには、大きな企業もあ ればコツコツとやってきた小さな企 業もあります。そのなかで36兆



6.000億円という国を滅ぼしかねな い莫大な医療費が使われているわ けです。世の中には安易に人工透 析治療を施すような医者もいらっ しゃいます。基本は食品なのでしょ うけれども、予防医学の観点から、 それプラス、サプリメントをどう利 用するのか、そのあり方というもの を真剣に考えていく必要があるの ではないでしょうか。我が国を立て 直すために大きな存在であるので はないかという気がするのですね。 あえて消費者のために正しくて重 要な情報を提供することが問われ ていると思いますし、あまりにも俺 が俺がではなく、企業側も団体も、 いろいろな意見を柔軟性を持って 同じ方向に向かっていかなくてはな らないと思います。

消費者にとって安全・安心なサ プリメントというものを考えていく 上で、私どもの協会も「さすがだな」 と言われるような対策をとらなけれ ばならないと思っております。

—ありがとうございました。